

令和 7 度版

大 町 市
国民健康保険事業概要
(令和 6 年度実績)

大町市民生部市民課国保・年金係

目 次

事業勘定

1	大町市国民健康保険のあゆみ	1
2	運営協議会	9
	(1) 概 要	9
	(2) 委員名簿	10
3	国保財政	11
	(1) 令和6年度予算（当初予算）	11
	(2) 令和5年度決算状況	12
	(3) 年度別決算状況	13
4	被保険者	14
	(1) 国民健康保険加入状況	14
	(2) 年齢階層別構成状況	14
	(3) 被保険者異動状況	15
5	国民健康保険税	16
	(1) 賦課内容	16
	(2) 税率	16
	(3) 応益・応能割合及び軽減割合	16
	(4) 収納状況	17
	(5) 調定額の推移	18
6	保険給付	20
	(1) 給付の内容	20
	(2) その他の保険給付の沿革及び給付の状況	20
	(3) 月別療養給付費の支払状況	21

(4) 療養諸費の状況 -----	23
(5-1) 療養諸費の状況グラフ -----	24
(5-2) 令和5年度 長野県国保1人当たり医療費 【速報値】 -----	25
(5-3) 令和5年度 長野県国保1人当たり医療費 【確定値】 -----	26
7 保健事業 -----	27
(1) 医療費通知の実施状況 -----	27
(2) 後発医薬品利用差額通知の実施状況 -----	27
(3) 人間ドック実施状況 -----	27
(4) 特定健診及び特定保健指導実施状況-----	28
直診勘定	
1 八坂診療所 -----	29
(1) 令和6年度予算（当初予算） -----	29
(2) 令和5年度決算状況 -----	29
2 美麻診療所 -----	30
(1) 令和6年度予算（当初予算） -----	30
(2) 令和5年度決算状況 -----	30

事業勘定

1 大町市国民健康保険のあゆみ

昭和	30.	4.	1	大町市国民健康保険事業開始（給付率 被保険者5割 助産費500円 葬祭費1,000円 賦課限度額15,000円）
	33.	4.	1	助産費を1,000円に引き上げ 国民健康保険税の賦課限度額を50,000円に引き上げ
	33.	10.	1	初診料の給付を実施
	34.	1.	1	新国民健康保険法施行（旧法の全面改定、国民健康保険実施の義務 化、給付内容の統一、財政調整交付金の創設）
	36.	4.	1	基準給食の給付を実施
	37.	4.	1	往診料の給付を実施
		7.	1	歯科補てつの給付を実施
	38.	4.	1	助産費を2,000円に、葬祭費を2,000円に引き上げ
		10.	1	世帯主の7割給付を実施
	39.	4.	1	育児手当1,200円を新設
	42.	4.	1	全被保険者7割給付を実施 診療報酬支払を連合会に委託
	46.	4.	1	国民健康保険税の賦課限度額を80,000円に引き上げ
		8.	1	75歳以上の老人10割給付（外来）を実施
		9.	1	助産費を10,000円に引き上げ
	49.	3.	1	鍼・灸・あんま・マッサージの療養費払いを実施
		4.	1	助産費を20,000円に引き上げ 国民健康保険税の賦課限度額を120,000円に引き上げ
		10.	1	高額療養費制度を開始（自己負担限度額30,000円）
	50.	4.	1	育児手当を3,000円に引き上げ
		7.	1	助産費を40,000円に引き上げ
	51.	4.	1	国民健康保険税の賦課限度額を150,000円に引き上げ
		8.	1	高額療養費自己負担限度額を39,000円に引き上げ
	52.	4.	1	葬祭費を6,000円に引き上げ 国民健康保険税の賦課限度額を170,000円に引き上げ
		10.	1	助産費を60,000円に引き上げ
	53.	4.	1	国民健康保険税の賦課限度額を190,000円に引き上げ
	54.	4.	1	国民健康保険税の賦課限度額を220,000円に引き上げ
		12.	1	助産費を80,000円に引き上げ
	55.	3.	1	高額療養費受領委任制度創設
		4.	1	国民健康保険税賦課収納業務を電算委託 国民健康保険税の賦課限度額を240,000円に引き上げ
	56.	4.	1	葬祭費を8,000円に引き上げ 国民健康保険税の賦課限度額を260,000円に引き上げ
	57.	3.	1	助産費を100,000円に引き上げ
		4.	1	国民健康保険税の賦課限度額を270,000円に引き上げ
		9.	1	高額療養費の自己負担限度額を45,000円に引き上げ
	58.	1.	1	高額療養費の自己負担限度額を51,000円に引き上げ
		4.	1	国民健康保険税の賦課限度額を280,000円に引き上げ
	59.	4.	1	国民健康保険税の賦課限度額を300,000円に引き上げ 高額医療費共同事業開始
		10.	1	退職者医療制度発足（本人8割給付、被扶養者入院8割通院7割） 高額療養費制度に、多数該当（過去12月以内に4回以上高額療養費該 当の場合）が追加
	60.	4.	1	国民健康保険税の賦課限度額を350,000円に引き上げ

61.	4.	1	国民健康保険税の賦課限度額を370,000円に引き上げ
	5.	1	高額療養費の自己負担限度額を54,000円に引き上げ
62.	4.	1	国民健康保険税の賦課限度額を390,000円に引き上げ
			助産費を130,000円に引き上げ
			葬祭費を10,000円に引き上げ
			育児手当を5,000円に引き上げ
63.	4.	1	国民健康保険税の賦課限度額を400,000円に引き上げ
			保険基盤安定制度導入
			高額医療費共同事業を強化
平成	1.	4.	1 国民健康保険税の賦課限度額を420,000円に引き上げ
		5.	18 運営協議会委員に被用者保険等保険者を代表する委員2名を加え、 委員定数を17名とする
		6.	1 高額療養費の自己負担限度額を57,000円に引き上げ
3.	4.	1	国民健康保険税の賦課限度額を440,000円に引き上げ
			保健事業として半日人間ドック補助事業を創設
			国民健康保険財政調整基金を創設
		5.	1 高額療養費の自己負担限度額を60,000円に引き上げ
4.	4.	1	国民健康保険税の賦課限度額を460,000円に引き上げ
			助産費を240,000円に引き上げ
			育児手当を20,000円に引き上げ
			葬祭費を30,000円に引き上げ
	5.	4.	1 国民健康保険税の賦課限度額を500,000円に引き上げ
		5.	1 高額療養費の自己負担限度額を63,000円に引き上げ
	10.	1	助産費・育児手当制度を廃止し、出産育児一時金制度を創設（助産費 と育児手当を包括し、支給額を300,000円とする）
			入院時食事療養費制度創設（食事療養費自己負担額 一般 1日あたり 600円）
6.	12.		大町市国民健康保険事業等中期運営計画を策定
7.	4.	1	国民健康保険税の賦課限度額を520,000円に引き上げ
			人間ドックに1泊2日人間ドック補助事業を追加
			高額療養費資金貸付制度を創設
8.	5.	1	高額療養費の自己負担限度額を63,600円に引き上げ
	10.	1	入院時食事療養費の自己負担額を改定（一般 1日当たり760円）
9.	4.	1	国民健康保険税の賦課限度額を530,000円に引き上げ
	9.	1	国民健康保険法の改正
			外来薬剤一部負担金制度創設
			老人保健法の一部改正
			外来時一部負担金 1ヵ月1,020円を1日500円に改定（月4回2,000円 を上限）
			入院時一部負担金 1日710円を1,000円に引き上げ
10.	4.	1	老人保健法の一部改正
			入院時一部負担金 1日1,000円を1,100円に引き上げ
11.	4.	1	老人保健法の一部改正
			外来時一部負担金 1日500円を530円に引き上げ（月4回2,120円を 上限）
11.	7.	1	老人保健制度での薬剤一部負担金免除
12.	4.	1	介護保険制度発足
			国民健康保険税率の改正
			介護納付金分の税率を新設
			（介護分）所得割率0.75%、資産割率4.00%

均等割額4,300円、平等割額4,300円

13. 1. 1 国民健康保険法の一部改正
高額療養費自己負担限度額121,800円の上位所得者世帯新設（年4回以上ある場合は4回目から70,800円）
医療費総額が同月内に一般世帯318,000円、上位所得者世帯609,000円を超えた場合は、その超えた分の1%をそれぞれの基準額に加算、市民税非課税世帯は35,400円（据え置き）
海外療養費の新設
入院時食事療養費一部負担金 1日760円から780円に引き上げ
老人保健法の一部改正
外来一部負担金 定率1割（200床以上1ヵ月5,000円、200床未満と診療所3,000円）、定額制（診療所1日800円（月4日まで負担））
入院 医療費の1割（月額上限37,200円）
13. 4. 1 出産育費貸付制度創設
13. 10. 1 資格証明書交付要綱創設
14. 4. 1 老人保健法の一部改正
外来一部負担金 定率1割（200床以上1ヵ月5,000円を5,300円に、200床未満と診療所3,000円を3,200円に引き上げ）、定額制（診療所1日800円を850円（月4日まで負担）に引き上げ）
14. 10. 1 国民健康保険法の一部改正
3歳未満2割負担、70歳以上75歳未満は所得に応じ1割または2割負担、それ以外の被保険者は3割負担
高額医療費の自己負担限度額の改定
一般上位 139,800円+(医療費-699,000円)×1%、4回目以降77,700円
一般課税 72,300円+(医療費-361,500円)×1%、4回目以降40,200円
一般非課税 35,400円
70歳以上75歳未満（前期高齢者）
一定以上所得 外来40,200円、入院72,300円+(医療費-361,500円)×1%、4回目以降40,200円
一 般 外来12,000円、入院40,200円
低所得者Ⅱ 外来8,000円、入院24,600円
低所得者Ⅰ 外来8,000円、入院15,000円
老人保健対象年齢が段階的(5年間)に70歳から75歳に引き上げられる（所得に応じて1割または2割負担）
15. 4. 1 国民健康保険法の一部改正
退職者本人及び被扶養者の3歳未満、70歳以上を除く被保険者は3割負担
高額医療費の自己負担限度額の改定
一般上位 139,800円+(医療費-466,000円)×1%
一般課税 72,300円+(医療費-241,000円)×1%
外来一部負担金の廃止
人間ドックの自己負担額を、1泊2日人間ドックは20,000円、半日ドックは10,000円に改定
国民健康保険税の介護分賦課限度額を80,000円に引き上げ
国民健康保険税率の改正
（医療分）所得割率5.8%を7.37%、所得割率26.00%（改正なし）
均等割額14,000円を17,360円、平等割額17,500円を19,600円
（介護分）所得割率0.75%を1.46%、所得割率4.00%（改正なし）
均等割額4,300円を5,300円、平等割額4,300円を5,300円にそれぞれ引き上げ
保険基盤安定繰入金の保険者支援制度新設（平成15年度～平成17年度）

15. 4. 1 保険料（税）算定方法の見直し（所得割算定における給与所得控除等の廃止）
17. 4. 1 都道府県調整交付金の新設
 保険基盤安定制度の国庫、県負担金・補助金の見直し
 国庫定率：40%（現行）→36%（平成17年度）→34%（平成18年度～）
 国庫調交：10%（現行）→9%「普調7%」（平成17年度～）
 県調交：5%「普調4%」（平成17年度）→7%「普調6%」（平成18年度～）
18. 1. 1 八坂村、美麻村と合併
 国保税は平成18年度まで不均一課税（軽減割合は6割・4割）
 「税率」
- | | 医療分 | （所得割） | （資産割） | （均等割） | （平等割） |
|-----|-------|-------|--------|---------|---------|
| 大町市 | 7.37% | | 26.00% | 17,360円 | 19,600円 |
| 八坂村 | 5.60% | | 36.00% | 14,900円 | 15,800円 |
| 美麻村 | 6.30% | | 31.00% | 16,000円 | 17,000円 |
| | 介護分 | （所得割） | （資産割） | （均等割） | （平等割） |
| 大町市 | 1.46% | | 4.00% | 5,300円 | 5,300円 |
| 八坂村 | 1.13% | | 6.50% | 5,000円 | 4,700円 |
| 美麻村 | 2.00% | | 5.00% | 9,000円 | 8,000円 |
18. 4. 1 国民健康保険法の一部改正
 保険基盤安定繰入金の保険者支援制度継続（平成18年度～平成21年度）
 国保保険財政安定化支援事業の継続（平成18年度～平成21年度）
 高額医療費共同事業の継続（平成18年度～平成21年度）
 交付基準70万円から80万円に引上げ
 国民健康保険税の介護分賦課限度額を90,000円に引き上げ
18. 10. 1 国民健康保険法の一部改正
 70歳以上一定以上所得者の自己負担を2割から3割に見直し
 療養病床に入院する高齢者の食事・住居費負担の見直し
 食事1日780円→780円+調理コスト分1.8万円（月額）
 住居費 新たな負担として10,000円（月額）
 高額医療費の自己負担限度額の改定
- | 年齢 | 負担割合 | 負担額 |
|-------|------|---|
| 70歳未満 | 一般 | 72,300円+(医療費-241,000円)×1%
→80,100円+(医療費-267,000円)×1% |
| | 上位 | 139,800円+(医療費-466,000円)×1%
→150,000円+(医療費-500,000円)×1% |
| | 一般 | 40,200円→44,400円 |
| 70歳以上 | 上位 | 72,300円+(医療費-241,000円)×1%
→80,100円+(医療費-267,000円)×1% |
- 人工透析患者のうち所得の高い者の自己負担限度額の引き上げ
 10,000円→20,000円
 出産育児一時金基準額の引上げ 300,000円→350,000円
19. 4. 1 国民健康保険法の一部改正
 70歳未満の入院等の高額療養費の現物給付化
 国民健康保険税率の改正
 不均一課税を均一課税に（軽減割合は7割・5割・2割）
 「税率」
- | | 医療分 | （所得割） | （資産割） | （均等割） | （平等割） |
|--|-------|-------|--------|---------|---------|
| | 6.60% | | 26.00% | 21,000円 | 24,000円 |
| | 介護分 | （所得割） | （資産割） | （均等割） | （平等割） |
| | 1.50% | | 4.00% | 6,000円 | 6,000円 |

20. 4. 1 高齢者の医療の確保に関する法律の施行
- ・医療保険者に対する特定健康診査等実施計画書の義務付け
 - ・医療保険者に対する特定健康診査・特定保健指導の義務付け
 - ・前期高齢者に係る保険者間の費用負担の調整
 - ・後期高齢者医療制度創設（後期高齢者支援金等）
- 70歳～74歳の自己負担の見直し 1割→2割
（指定公費負担医療により、H21.3月まで凍結）
乳幼児に対する自己負担額の軽減措置の拡大（3歳未満→未就学児）
高額医療・高額介護合算制度の創設
保険税の特別徴収の実施（65歳以上の世帯）
保険税の算定方法の変更（後期高齢者支援金等賦課額の創設）
賦課限度額の変更
- ・医療給付費基礎賦課限度額 47万円
 - ・後期高齢者支援金等賦課限度額 12万円
 - ・介護納付金賦課限度額 9万円
- 税2割軽減の職権適用
後期高齢者医療制度創設に伴う保険税の軽減措置
- ・世帯平等割額半額
（後期高齢者医療制度へ移行のため、国保単身世帯になった場合）
 - ・軽減判定時の判定単位の見直し
（後期高齢者医療制度へ移行したものも、判定単位に含める。）
 - ・所得割賦課なし・均等割半額・世帯割半額（世帯全員が該当者の場合）
（被用者保険の扶養であった者が、後期高齢者医療制度へ移行に伴い
国保に加入した場合）
- 退職者医療制度の廃止に伴う経過措置（75歳未満→65歳未満）
（平成26年度までにこの制度の該当となった者が65歳に達するまで存続）
老健拠出金の精算に関する経過措置（平成22年度まで老健特別会計存続）
21. 1. 1 出産育児一時金基準額の引上げ 350,000円→380,000円
（出産育児一時金産科医補償制度の掛金相当分（3万円）を加算）
21. 4. 1 資格証明書交付の見直し
中学生以下の者への資格証明書交付世帯に属する中学生以下の被保険者に対しては、短期証（6ヶ月）を交付する。
21. 10. 1 70歳～74歳の自己負担の見直し（1割→2割）の凍結の延長（H22.3月まで）
賦課限度額の変更（介護納付金賦課限度額 9万円→10万円）
出産育児一時金基準額の引上げ 380,000円→420,000円
緊急の少子化対策として平成21年10月から2年間（平成22年度末まで）暫定措置として全国一律に4万円引上げるとともに現行の受取代理人の仕組みを改組して、原則として医療機関へ直接支払う仕組みとする。
22. 4. 1 国民健康保険法の一部改正
国保財政基盤強化策（暫定措置）の延長
- ・高額医療費共同事業の継続（平成22年度～平成25年度）
 - ・保険財政安定化支援事業の継続（平成22年度～平成25年度）
一部見直し（都道府県の役割と権限の強化）
- 保険税平準化や国保財政の広域化等の観点から、都道府県が次の内容について、広域化支援方針で定めることができるようにする。
- ・事業の対象となる医療費の額（30万円以下でも可）
 - ・市町村国保からの拠出金の拠出方法の基準
 - ・保険基盤安定繰入金の保険者支援制度継続（平成22年度～平成25年度）
- 市町村国保の運営の広域化・地方分権の推進
- ・地方分権の推進
 - 市町村が保険料率の変更や任意給付創設をする場合などにおける都道府県への事前協議義務の廃止
 - 医療費が著しく高額として厚生労働大臣の指定を受けた市町村による運営安定化計画の策定義務の廃止
 - 市町村国保の都道府県単位化を進めるための環境整備として、都道府

22. 4. 1 県判断により、新たに以下のことが実施できることになる。
 ①保険財政共同安定化事業の拡大（対象医療費の引下げ等）
 ②「広域化等支援方針」の策定
 ③事業運営について改善の必要が認められる市町村に対する助言又は勧告
- 広域化等支援方針が策定された都道府県には、次の措置を講じる。
- ・保険料収納率が基準を下回る市町村国保に対する国の交付金の減額措置の廃止
 - ・広域化等支援基金の都道府県による使用の容認（広域化等支援方針策定経費への支出等）
 - ・広域化の推進
- 市町村国保の都道府県単位を進めるための環境整備として、都道府県の判断により、以下のことを実施できることとする。
- ①保険財政共同安定化事業の拡大（対象医療費の引下げ等）
 - ②「広域化支援方針」の策定
 - ③事業運営について改善の必要が認められる市町村に対する助言又は勧告

70歳～74歳の自己負担の見直し（1割→2割）の凍結の延長（H23.3月まで）

賦課限度額の変更

- ・医療給付費基礎賦課限度額 50万円 → 50万円
- ・後期高齢者支援金等賦課限度額 12万円 → 13万円
- ・介護納付金賦課限度額 10万円 → 10万円

応益割合にかかわらず7・5・2割軽減を可能とする

非自発的失業者への軽減

22. 7. 1 資格証明書交付の見直し
 資格証明書交付世帯に属する18歳に達する日以後の最初の3月31日までの被保険者に対しては、短期証（6ヶ月）を交付する。
 （中学生以下→18歳に達する日以後の最初の3月31日まで）

23. 4. 1 出産育児一時金基準額の恒久化 420,000円
 緊急の少子化対策として平成21年10から2年間（平成22年度末まで）暫定措置として全国一律に4万円引上（380,000円→420,000円）を、恒久化する。

賦課限度額の変更

- ・医療給付費基礎賦課限度額 50万円 → 51万円
- ・後期高齢者支援金等賦課限度額 13万円 → 14万円
- ・介護納付金賦課限度額 10万円 → 12万円

70歳～74歳の自己負担の見直し（1割→2割）の凍結の延長（H24.3月まで）

24. 4. 1 国民健康保険税率の改正
 （医療分）所得割率5.9%、資産割率22.0%、均等割18,000円、平等割24,000円
 （支援分）所得割率2.4%、均等割11,000円
 （介護分）所得割率2.2%、資産割率2.0%、均等割8,000円、平等割7,000円

都道府県調整交付金の2%引き上げに伴う国庫負担の見直し

定率 34/100 ⇒ 32/100

外来時の高額療養費の現物給付化

人間ドック助成事業の改正

年齢による区分を改定し、64歳以下と65歳以上の2区分とする。

助成額を改定する。

・日帰りドック

64歳以下20,000円 65歳以上15,000円

・一泊2日ドック

64歳以下30,000円 65歳以上20,000円

24. 10. 1 国民健康保険税減免取扱要綱の制定
生活困窮者等に対する保険税減免の運用基準を定める。
- 国民健康保険一部負担金の減額、免除及び徴収猶予に関する要綱の制定
生活困窮者等に対する医療費の一部負担金減免の運用基準を定める。
25. 4. 1 人間ドック助成事業の改正
助成医療機関の拡大
26. 4. 1 賦課限度額の変更
・医療給付費基礎賦課限度額 51万円 据置き
・後期高齢者支援金等賦課限度額 14万円 → 16万円
・介護納付金賦課限度額 12万円 → 14万円
- 70歳～74歳の自己負担の見直し
26年4月以降新たに70歳に達する者から2割負担とする。
27. 1. 1 出産育児一時金等の見直し
・産科医療補償制度の見直し 掛金 3万円 → 1.6万円
出産育児一時金の金額見直し 39万円 → 40.4万円
27. 4. 1 賦課限度額の変更
・医療給付費基礎賦課限度額 51万円 → 52万円
・後期高齢者支援金等賦課限度額 16万円 → 17万円
・介護納付金賦課限度額 14万円 → 16万円
- 人間ドック助成事業の改正
脳ドックの助成を追加、名称を人間ドック等助成事業に変更
単独脳ドック 18,000円 追加脳ドック 10,000円
28. 4. 1 賦課限度額の変更
・医療給付費基礎賦課限度額 52万円 → 54万円
・後期高齢者支援金等賦課限度額 17万円 → 19万円
・介護納付金賦課限度額 16万円 据置き
- 人間ドック等助成事業の改正
65歳以上の日帰りドックの助成額を改定し、64歳以下と同額とする。
・日帰りドック 65歳以上15,000円 → 20,000円
29. 4. 1 軽減判定所得の変更
・7割軽減判定所得 33万円以下 据置き
・5割軽減判定所得 33万+26.5万円 → 33万円+27万円
・2割軽減判定所得 33万+48万円 → 33万円+49万円
- 納期毎の分割金額の端数の変更
分割金額の端数の額を変更し、各納期の分割金額の平準化を図る。
・分割金額の端数 千円未満の端数 → 百円未満の端数
30. 4. 1 「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」により、国民健康保険の財政運営の責任主体が市から県に移行。（国民健康保険運営の広域化）
- 賦課限度額の変更
・医療給付費基礎賦課限度額 54万円 → 58万円
・後期高齢者支援金等賦課限度額 19万円 据置き
・介護納付金賦課限度額 16万円 据置き

30. 4. 1 軽減判定所得の変更
- ・ 7 割軽減判定所得 33万円以下 据置き
 - ・ 5 割軽減判定所得 33万+27万円 → 33万円+27.5万円
 - ・ 2 割軽減判定所得 33万+49万円 → 33万円+50万円
31. 4. 1 賦課限度額の変更
- ・ 医療給付費基礎賦課限度額 58万円 → 61万円
 - ・ 後期高齢者支援金等賦課限度額 19万円 据置き
 - ・ 介護納付金賦課限度額 16万円 据置き
- 軽減判定所得の変更
- ・ 7 割軽減判定所得 33万円以下 据置き
 - ・ 5 割軽減判定所得 33万+27.5万円 → 33万円+28万円
 - ・ 2 割軽減判定所得 33万+50万円 → 33万円+51万円
2. 4. 1 賦課限度額の変更
- ・ 医療給付費基礎賦課限度額 61万円 → 63万円
 - ・ 後期高齢者支援金等賦課限度額 19万円 据置き
 - ・ 介護納付金賦課限度額 16万円 → 17万円
- 軽減判定所得の変更
- ・ 7 割軽減判定所得 33万円以下 据置き
 - ・ 5 割軽減判定所得 33万+28万円 → 33万円+28.5万円
 - ・ 2 割軽減判定所得 33万+51万円 → 33万円+52万円
3. 4. 1 軽減判定所得の変更
- ・ 7 割軽減判定所得 43万円+（給与所得者等の数）-1）×10万円以下
 - ・ 5 割軽減判定所得 43万円+（給与所得者等の数）-1）×10万円+（28.5万円×被保険者数）以下
 - ・ 2 割軽減判定所得 43万円+（給与所得者等の数）-1）×10万円+（52万円×被保険者数）以下
4. 4. 1 国民健康保険税率の改正
- （医療分）所得割率5.9%、資産割率14.0%、均等割21,000円、平等割24,000円
（支援分）所得割率2.4%、均等割9,000円 平等割8,000円
（介護分）所得割率2.2%、均等割9,000円、平等割7,000円
- 賦課限度額の改正
- ・ 医療給付費基礎賦課限度額 63万円 → 65万円
 - ・ 後期高齢者支援金等賦課限度額 19万円 → 20万円
 - ・ 介護納付金賦課限度額 17万円 据置き
5. 4. 1 賦課限度額の改正
- ・ 医療給付費基礎賦課限度額 65万円 据置き
 - ・ 後期高齢者支援金等賦課限度額 20万円 → 22万円
 - ・ 介護納付金賦課限度額 17万円 据置き
- 軽減判定所得の変更
- ・ 7 割軽減判定所得 据置き
 - ・ 5 割軽減判定所得 43万円+（給与所得者等の数）-1）×10万円+（29万円×被保険者数）以下
 - ・ 2 割軽減判定所得 43万円+（給与所得者等の数）-1）×10万円+（53.5万円×被保険者数）以下
- 出産育児一時金等の見直し
- ・ 産科医療補償制度の見直し 掛金 1.2万円
 - ・ 出産育児一時金の金額見直し 40.8万円→48.8万円

6. 4. 1 国民健康保険税率の改正
(医療分) 所得割率5.9%、資産割率7.0%、均等割21,000円、平等割24,000円
(支援分) 所得割率2.4%、均等割10,000円 平等割9,000円
(介護分) 所得割率2.2%、均等割 9,000円、平等割7,000円

賦課限度額の改正

- ・医療給付費基礎賦課限度額 65万円 据置き
- ・後期高齢者支援金等賦課限度額 22万円 → 24万円
- ・介護納付金賦課限度額 17万円 据置き

軽減判定所得の変更

- ・7割軽減判定所得 据置き
- ・5割軽減判定所得 $43万円 + (\text{給与所得者等の数} - 1) \times 10万円 + (29.5万円 \times \text{被保険者数})$ 以下
- ・2割軽減判定所得 $43万円 + (\text{給与所得者等の数} - 1) \times 10万円 + (54.5万円 \times \text{被保険者数})$ 以下

2 運営協議会

(1) 概 要

国民健康保険運営協議会は、国民健康保険法第11条の規定により設置された市長の諮問機関であり、国民健康保険事業の運営に関する重要事項について、市長の諮問に応じて審議及び答申し又は建議する。

国保事業の重要事項を審議するために設置された協議会は、大町市国民健康保険条例第2条の規定により、次の委員定数で構成されている。

構 成 員	人 数	欠員
被保険者を代表する委員	5	
国民健康保険医又は国民健康保険 薬剤師を代表する委員	5	
公益を代表する委員	5	
被用者保険等保険者を代表する委員	2	
合 計	17	

委員の任期は、国民健康保険法施行令第4条及び第5条の規定により3年であり、会長は、公益を代表する委員の中から、協議会において選出することとされている。

(2) 大町市国民健康保険運営協議会委員名簿

任 期 令和6年7月21日～令和9年7月20日
会 長 諏 訪 光 昭

(敬称略)

区 分	氏 名	推薦団体等	備 考
被保険者を代表する 委員	栗 林 学	大町地区	
	長 澤 奨	平地区	
	市 村 孝 志	常盤地区	
	中 島 喜 一	八坂地区	
	吉 本 淳	美麻地区	
国民健康保険医又は 国民健康保険薬剤師 を代表する委員	横 澤 厚 信	医 師	
	小 野 壽 太 郎	医 師	
	石 曾 根 聡	医 師	
	高 橋 京 子	歯科医師	
	林 も と こ	薬 剤 師	
公益を代表する委員	竹 村 静 哉	大町商工会議所	
	黒 田 知 子	大町市女性団体連絡協議会	
	諏 訪 光 昭	社会福祉協議会	
	原 幸 一	民生児童委員協議会	
	浅 川 竹 生	社会保険労務士	
被用者保険等保険者 を代表する委員	欠 員		
	欠 員		

3 国保財政

(1) 令和7年度予算(当初予算)

[事業勘定]

歳 入

(単位：千円：%)

科 目	本年度予算額	前年度予算額	比較増減	対前年伸率
1 国民健康保険税	429,568	436,105	△ 6,537	△ 1.5
2 使用料及び手数料	197	200	△ 3	△ 1.5
3 国庫支出金	9,898	1	9,897	989700.0
国庫補助金	9,898	1	9,897	989700.0
4 県支出金	2,123,535	2,209,175	△ 85,640	△ 3.9
県補助金	2,123,535	2,209,175	△ 85,640	△ 3.9
5 財産収入	1	1	0	0.0
6 繰入金	238,707	233,082	5,625	2.4
他会計繰入金	223,707	215,082	8,625	4.0
基金繰入金	15,000	18,000	△ 3,000	△ 16.7
7 繰越金	3,000	3,000	0	0.0
8 諸収入	10,304	10,304	0	0.0
延滞金及び加算金	2,000	2,000	0	0.0
預金利子	1	1	0	0.0
貸付金元利収入	8,000	8,000	0	0.0
雑入	303	303	0	0.0
合 計	2,815,210	2,891,868	△ 76,658	△ 2.7

歳 出

科 目	本年度予算額	前年度予算額	比較増減	対前年伸率
1 総務費	37,819	23,298	14,521	62.3
総務管理費	13,111	12,525	586	4.7
徴税費	24,450	10,515	13,935	132.5
運営協議会費	258	258	0	0.0
2 保険給付費	2,077,385	2,153,824	△ 76,439	△ 3.5
療養諸費	1,753,405	1,741,747	11,658	0.7
高額療養諸費	314,975	403,072	△ 88,097	△ 21.9
移送費	1	1	0	0.0
出産育児諸費	7,504	7,504	0	0.0
葬祭諸費	1,500	1,500	0	0.0
3 国民健康保険事業費納付金	611,584	627,506	△ 15,922	△ 2.5
医療給付費分	396,215	396,146	69	0.0
後期高齢者支援金等分	159,896	171,738	△ 11,842	△ 6.9
介護納付金分	55,473	59,622	△ 4,149	△ 7.0
4 財政安定化基金拠出金	1	1	0	0.0
5 保健事業費	45,976	39,491	6,485	16.4
特定健康診査等事業費	30,965	25,238	5,727	22.7
保健衛生費	15,011	14,253	758	5.3
6 基金積立金	1	1	0	0.0
7 公債費	1	1	0	0.0
8 諸支出金	39,443	44,746	△ 5,303	△ 11.9
償還金及び還付加算金	5,500	5,538	△ 38	△ 0.7
繰出金	25,943	31,208	△ 5,265	△ 16.9
貸付金	8,000	8,000	0	0.0
9 予備費	3,000	3,000	0	0.0
合 計	2,815,210	2,891,868	△ 76,658	△ 2.7

(2) 令和6年度決算状況

[事業勘定]

歳 入

(単位：円：%)

科 目	予算現額	決算額	決算額構成比率
1 国民健康保険税	423,238,000	458,572,481	16.57
2 使用料及び手数料	264,000	307,700	0.01
3 国庫支出金	0	14,000	0.00
国庫補助金	0	14,000	0.00
4 県支出金	2,039,126,000	2,039,968,249	73.70
県補助金	2,039,126,000	2,039,968,249	73.70
5 財産収入	117,000	117,424	0.00
6 繰入金	218,077,000	218,079,126	7.88
7 繰越金	25,609,000	25,609,396	0.93
8 諸収入	24,689,000	25,185,180	0.91
延滞金及び加算金	2,619,000	2,642,788	0.10
預金利子	0	0	0.00
貸付金元利収入	662,000	662,511	0.02
雑入	21,408,000	21,879,881	0.79
合 計	2,731,120,000	2,767,853,556	100.00

歳 出

科 目	予算現額	決算額	決算額構成比率
1 総務費	29,006,741	28,370,593	1.04
総務管理費	11,972,943	11,468,844	0.42
徴税費	16,946,798	16,820,149	0.62
運営協議会費	87,000	81,600	0.00
2 保険給付費	1,979,199,000	1,979,183,869	72.77
療養諸費	1,708,748,000	1,708,736,512	62.83
高額療養費	264,247,000	264,245,467	9.72
移送費	0	0	0.00
出産育児諸費	5,004,000	5,001,890	0.18
葬祭諸費	1,200,000	1,200,000	0.04
3 国民健康保険事業費納付金	627,506,000	627,504,441	23.07
医療給付費分	396,146,000	396,145,536	14.57
後期高齢者支援金等分	171,738,000	171,737,845	6.31
介護納付金分	59,622,000	59,621,060	2.19
5 財政安定化基金拠出金	1,000	0	0.00
8 保健事業費	37,221,437	35,464,161	1.30
特定健康診査等事業費	22,296,536	21,718,039	0.80
保健事業費	14,924,901	13,746,122	0.51
9 基金積立金	118,000	117,424	0.00
10 公債費	1,000	0	0.00
11 諸支出金	49,182,000	49,180,835	1.81
償還金及び還付金	21,724,000	21,723,324	0.80
繰出金	26,795,000	26,795,000	0.99
貸付金	663,000	662,511	0.02
12 予備費	8,884,822	0	0.00
合 計	2,731,120,000	2,719,821,323	100.00

次年度繰越金 48,032,233円

(3) 年度別決算状況

[事業勘定]

(単位：千円：%)

年 度			5 年度	6 年度	対前年 増減	対前年 増減率	
区 分							
歳 入	国 民 健 康 保 険 税		471,373	458,573	-12,800	-2.72	
	国 庫 支 出 金		87	14	-73	皆増	
	県 支 出 金		2,174,029	2,039,968	-134,061	-6.17	
	繰 入 金	保 健 基 盤 安 定	159,414	152,030	-7,384	-4.63	
		法定内繰入金その他	67,528	66,049	-1,479	-2.19	
		法 定 外 繰 入 金	0	0	0	-	
		基 金	0	0	0	-	
	計		226,942	218,079	-8,863	-3.91	
	繰 越 金	そ の 他 繰 越 金	16,846	25,609	8,763	52.02	
		療養給付費交付金繰越金			0	-	
		計	16,846	25,609	8,763	52.02	
	そ の 他 収 入		27,103	25,610	-1,493	-5.51	
	療 養 給 付 費 交 付 金				0	-	
	前 期 高 齢 者 交 付 金				0	-	
	共 同 事 業 交 付 金				0	-	
合 計			2,916,380	2,767,853	-148,527	-5.09	
歳 出	総 務 費		20,268	28,371	8,103	39.98	
	保 険 給 付 費	一 般 分	療 養 給 付 費	1,817,380	1,690,934	-126,446	-6.96
			療 養 費	9,464	12,144	2,680	28.32
			高 額 療 養 費	289,984	264,191	-25,793	-8.89
			高額介護合算療養費	35	54	19	54.29
			移 送 費	0	0	0	-
			出産育児諸費	7,145	5,002	-2,143	-29.99
			葬 祭 費	1,290	1,200	-90	-6.98
			小 計	2,125,298	1,973,525	-151,773	-7.14
	退 職 分	療 養 給 付 費	0	0	0	-	
		療 養 費	0	0	0	-	
		高 額 療 養 費	0	0	0	-	
		高額介護合算療養費	0	0	0	-	
		移 送 費	0	0	0	-	
		小 計	0	0	0	-	
	審 査 手 数 料		5,849	5,659	-190	-3.25	
	傷 病 手 当 金		49	0	-49	-100.00	
	計		2,131,196	1,979,184	-152,012	-7.13	
	国民健康保険事業費納付金		654,176	627,504	-26,672	-4.08	
	保 健 事 業 費		34,869	35,464	595	1.71	
	基 金 積 立 金		125	117	-8	-6.40	
	県 支 出 金 返 還 金		25,389	20,828	-4,561	-17.96	
	療養給付費交付金返還金		25,389	20,828	-4,561	-17.96	
	直 診 勘 定 繰 出 金		23,371	26,795	3,424	14.65	
	そ の 他 支 出		1,377	1,558	181	13.14	
	合 計		2,890,771	2,719,821	-170,950	-5.91	
収 支 差 引 額			25,608	48,031	22,423	87.56	

基 金 保 有 額	350,094	350,211
-----------	---------	---------

4 被保険者

(1) 国民健康保険加入状況

年度	総 数			国 民 健 康 保 険						
	年度末 世帯数	年度末 人 口	世 帯 構 成	世 帯 数		被 保 険 者 数		加入率	世 帯 構 成	退 職 被 保 険 者
	(A)	(B)	$\frac{(B)}{(A)}$	年度末 (C)	年 間 平 均 (D)	年度末 (E)	年 間 平 均 (F)	% $\frac{(F)}{(B)}$	$\frac{(F)}{(D)}$	(平均)
H26	11,774	29,050	2.47	4,578	4,624	7,579	7,674	26.42%	1.66	538
H27	11,801	28,666	2.43	4,514	4,550	7,329	7,460	26.02%	1.64	399
H28	11,808	28,255	2.39	4,365	4,453	6,957	7,176	25.40%	1.61	240
H29	11,817	27,803	2.35	4,230	4,315	6,650	6,818	24.52%	1.58	135
H30	11,844	27,417	2.31	4,083	4,164	6,430	6,542	23.86%	1.57	56
R1	11,861	27,006	2.28	4,039	4,052	6,270	6,352	23.52%	1.57	13
R2	11,887	26,630	2.24	3,992	4,012	6,172	6,207	23.31%	1.55	0
R3	11,426	26,237	2.30	3,903	3,964	5,970	6,091	23.22%	1.54	0
R4	11,948	25,881	2.17	3,762	3,830	5,679	5,828	22.52%	1.52	0
R5	11,957	25,495	2.13	3,587	3,671	5,367	5,525	21.67%	1.51	0
R6	12,010	24,828	2.07	3,450	3,535	5,025	5,205	20.96%	1.47	0

※総数の年度末世帯数及び年度末人口は外国人を含む

(2) 年齢階層別構成状況

(各年度3月末現在)

区分 階層	R4			R5			R6			構成比□(%)
	一保 般 険 被 者	退保 職 険 被 者	計	一保 般 険 被 者	退保 職 険 被 者	計	一保 般 険 被 者	退保 職 険 被 者	計	
0～4	80	0	80	74	0	74	67	0	67	1.33%
5～9	118	0	118	124	0	124	111	0	111	2.21%
10～14	128	0	128	121	0	121	119	0	119	2.37%
15～19	142	0	142	130	0	130	126	0	126	2.51%
0～19	468	0	468	449	0	449	423	0	423	8.42%
20～24	135	0	135	125	0	125	119	0	119	2.37%
25～29	130	0	130	131	0	131	113	0	113	2.25%
30～34	137	0	137	127	0	127	131	0	131	2.61%
35～39	184	0	184	200	0	200	190	0	190	3.78%
20～39	586	0	586	583	0	583	553	0	553	11.00%
40～44	286	0	286	294	0	294	283	0	283	5.63%
45～49	304	0	304	283	0	283	275	0	275	5.47%
50～54	342	0	342	343	0	343	336	0	336	6.69%
55～59	368	0	368	363	0	363	331	0	331	6.59%
40～59	1,300	0	1,300	1,283	0	1,283	1,225	0	1,225	24.38%
60～64	495	0	495	459	0	459	480	0	480	9.55%
65～69	982	0	982	921	0	921	858	0	858	17.07%
70～74	1,848	0	1,848	1,672	0	1,672	1,486	0	1,486	29.57%
60～74	3,325	0	3,325	3,052	0	3,052	2,824	0	2,824	56.20%
合計	5,679	0	5,679	5,367	0	5,367	5,025	0	5,025	

(3) 被保険者異動状況

(各年度4月～3月異動数)

年度	取 得								喪 失							
	転 入	社 保 離 脱	生 保 廃 止	出 生	後期高齢者 離脱	その他	計	転 出	社 加 保 入	生 開 保 始	死 亡	後期高齢者 加入	その他	計		
H19	306	1, 270	9	47		330	1, 962	298	1, 192	18	255		420	2, 183		
H20	219	1, 269	9	31	3	110	1, 641	248	956	32	65	4, 232	63	5, 596		
H21	298	1, 111	17	27	1	82	1, 536	241	908	12	59	297	65	1, 582		
H22	310	1, 098	17	30	2	76	1, 533	246	892	55	42	337	56	1, 628		
H23	268	969	17	33	0	84	1, 371	245	841	30	50	314	35	1, 515		
H24	236	1, 063	13	24	0	78	1, 414	229	865	25	49	303	70	1, 541		
H25	283	1, 029	10	17	0	68	1, 407	236	812	17	53	283	56	1, 457		
H26	270	1, 054	21	23	0	17	1, 385	199	967	16	52	263	33	1, 530		
H27	280	986	12	24	0	17	1, 319	251	834	17	32	386	33	1, 553		
H28	280	946	11	21	0	80	1, 338	243	968	14	53	377	56	1, 711		
H29	259	865	19	21	2	57	1, 223	228	852	10	45	339	56	1, 530		
H30	203	940	12	17	0	69	1, 241	216	766	8	41	372	58	1, 461		
R1	252	864	6	21	1	64	1, 208	235	733	11	39	299	51	1, 368		
R2	234	824	16	16	0	41	1, 131	161	756	10	49	229	24	1, 229		
R3	247	843	4	18	1	34	1, 147	169	738	19	45	344	34	1, 349		
R4	258	867	6	11	0	43	1, 185	170	771	16	48	423	48	1, 476		
R5	255	864	7	15	0	20	1, 161	165	797	16	44	435	16	1, 473		
R6	283	755	6	10	0	32	1, 086	207	692	19	45	443	22	1, 428		

5 国民健康保険税

(1) 賦課内容

- ・賦課の方法 健康保険税として賦課
- ・賦課方式 四方式 {所得割(旧ただし書)、資産割、均等割、平等割}
- ・賦課期日 4月1日
- ・納期 毎月末日
- ・納付回数 12回

(2) 税率

年 度		項 目		応能割合		応益割合		賦課限度額
				所得割	資産割	均等割	平等割	計
R1	医 療			5.90 %	22.00 %	18,000 円	24,000 円	610,000円
	後期高齢者支援金			2.40 %	- %	11,000 円	- 円	190,000円
	介 護			2.20 %	2.00 %	8,000 円	7,000 円	160,000円
R2	医 療			5.90 %	22.00 %	18,000 円	24,000 円	630,000円
	後期高齢者支援金			2.40 %	- %	11,000 円	- 円	190,000円
	介 護			2.20 %	2.00 %	8,000 円	7,000 円	170,000円
R3	医 療			5.90 %	22.00 %	18,000 円	24,000 円	630,000円
	後期高齢者支援金			2.40 %	- %	11,000 円	- 円	190,000円
	介 護			2.20 %	2.00 %	8,000 円	7,000 円	170,000円
R4	医 療			5.90 %	14.00 %	21,000 円	24,000 円	650,000円
	後期高齢者支援金			2.40 %	- %	9,000 円	8,000 円	200,000円
	介 護			2.20 %	- %	9,000 円	7,000 円	170,000円
R5	医 療			5.90 %	14.00 %	21,000 円	24,000 円	650,000円
	後期高齢者支援金			2.40 %	- %	9,000 円	8,000 円	220,000円
	介 護			2.20 %	- %	9,000 円	7,000 円	170,000円
R5	医 療			5.90 %	7.00 %	21,000 円	24,000 円	650,000円
	後期高齢者支援金			2.40 %	- %	10,000 円	9,000 円	240,000円
	介 護			2.20 %	- %	9,000 円	7,000 円	170,000円

(3) 応益・応能割合及び軽減割合

年 度	項 目	応能割合	応益割合	軽減割合
	H24	48.45 %	51.55 %	7割・5割・2割
	H25	49.30 %	50.70 %	7割・5割・2割
	H26	51.31 %	48.69 %	7割・5割・2割
	H27	48.91 %	51.09 %	7割・5割・2割
	H28	49.52 %	50.48 %	7割・5割・2割
	H29	49.60 %	50.40 %	7割・5割・2割
	H30	50.29 %	49.71 %	7割・5割・2割
	R1	50.32 %	49.68 %	7割・5割・2割
	R2	50.74 %	49.26 %	7割・5割・2割
	R3	50.16 %	49.84 %	7割・5割・2割
	R4	45.88 %	54.12 %	7割・5割・2割
	R5	46.84 %	53.16 %	7割・5割・2割
	R6	46.73 %	53.27 %	7割・5割・2割

「応益割合の算出方法」

$$\frac{\text{均等割額（軽減前）} + \text{平等割額（軽減前）}}{\text{所得割額} + \text{資産割額} + \text{均等割額（軽減前）} + \text{平等割額（軽減前）} - \text{賦課限度超過額}}$$

※本算定賦課期日現在の一般被保険者医療分（端数調整前算定額）で算出

(4) 収納状況

国民健康保険税収納状況

(単位：円)

年度	区分			予算額	調定額	収入額	不能欠損額	未収額	収納率
R4	一般	現年度	医療分	302,490,000	320,692,352	310,046,976	0	10,645,376	96.68%
			後期分	107,781,000	118,387,676	113,714,394	0	4,673,282	96.05%
		滞納繰越分	介護分	37,245,000	39,930,472	37,698,295	0	2,232,177	94.41%
			滞納繰越分	17,376,000	41,251,044	17,378,208	4,020,111	19,852,725	42.13%
		計		464,892,000	520,261,544	478,837,873	4,020,111	37,403,560	92.04%
	退職	現年度	医療分	0				0	-
			後期分	0				0	-
		滞納繰越分	介護分	0				0	-
			滞納繰越分	39,000	421,876	40,030	375,980	5,866	9.49%
		計		39,000	421,876	40,030	375,980	5,866	9.49%
	計	現年度	医療分	302,490,000	320,692,352	310,046,976	0	10,645,376	96.68%
			後期分	107,781,000	118,387,676	113,714,394	0	4,673,282	96.05%
		滞納繰越分	介護分	37,245,000	39,930,472	37,698,295	0	2,232,177	94.41%
			滞納繰越分	17,415,000	41,672,920	17,418,238	4,396,091	19,858,591	41.80%
		計		464,931,000	520,683,420	478,877,903	4,396,091	37,409,426	91.97%
R5	一般	現年度	医療分	296,584,000	309,666,209	300,327,024	7,900	9,331,285	96.98%
			後期分	98,708,000	115,607,284	111,962,547	3,000	3,641,737	96.85%
		滞納繰越分	介護分	35,588,000	42,156,307	40,172,958	2,700	1,980,649	95.30%
			滞納繰越分	17,172,000	37,205,160	18,904,964	572,692	17,727,504	50.81%
		計		448,052,000	504,634,960	471,367,493	586,292	32,681,175	93.41%
	退職	現年度	医療分	0				0	-
			後期分	0				0	-
		滞納繰越分	介護分	0				0	-
			滞納繰越分	5,000	5,866	5,866	0	0	100.00%
		計		5,000	5,866	5,866	0	0	100.00%
	計	現年度	医療分	296,584,000	309,666,209	300,327,024	7,900	9,331,285	96.98%
			後期分	98,708,000	115,607,284	111,962,547	3,000	3,641,737	96.85%
		滞納繰越分	介護分	35,588,000	42,156,307	40,172,958	2,700	1,980,649	95.30%
			滞納繰越分	17,177,000	37,211,026	18,910,830	572,692	17,727,504	50.82%
		計		448,057,000	504,640,826	471,373,359	586,292	32,681,175	93.41%
R6	一般	現年度	医療分	271,264,000	293,308,238	287,526,602	0	5,781,636	98.03%
			後期分	101,557,000	118,543,886	116,181,257	0	2,362,629	98.01%
		滞納繰越分	介護分	34,657,000	40,206,776	39,103,138	0	1,103,638	97.26%
			滞納繰越分	15,760,000	32,614,875	15,761,484	2,265,514	14,587,877	48.33%
		計		423,238,000	484,673,775	458,572,481	2,265,514	23,835,780	94.61%
	退職	現年度	医療分	0				0	-
			後期分	0				0	-
		滞納繰越分	介護分	0				0	-
			滞納繰越分	0				0	-
		計		0				0	-
	計	現年度	医療分	271,264,000	293,308,238	287,526,602	0	5,781,636	98.03%
			後期分	101,557,000	118,543,886	116,181,257	0	2,362,629	98.01%
		滞納繰越分	介護分	34,657,000	40,206,776	39,103,138	0	1,103,638	97.26%
			滞納繰越分	15,760,000	32,614,875	15,761,484	2,265,514	14,587,877	48.33%
		計		423,238,000	484,673,775	458,572,481	2,265,514	23,835,780	94.61%

(5) 国民健康保険税調定額の推移

1. 総計(一般+退職)

区分 年度		調定額 (千円)	被保険者数	世帯数	1人当たり		1世帯当たり	
					調定額 (円)	対前年比	調定額 (円)	対前年比
R4	医療分	320,693	5,828	3,830	55,026	▲ 2.35	84	▲ 99.90
	後期分	118,387	5,828	3,830	20,313	7.28	31	▲ 99.89
	介護分	39,930	1,792	-	22,282	▲ 2.30	-	-
	計	479,010	5,828	3,830	82,191	▲ 0.09	125,068	▲ 1.74
R5	医療分	309,666	5,761	3,792	53,752	▲ 4.61	82	▲ 99.91
	後期分	115,607	5,761	3,792	20,067	5.98	30	▲ 99.90
	介護分	42,156	1,838	-	22,936	0.57	-	-
	計	467,429	5,761	3,830	81,137	▲ 1.38	122,044	▲ 4.11
R6	医療分	293,308	5,495	3,674	53,377	▲ 3.45	80	▲ 99.91
	後期分	118,544	5,495	3,674	21,573	15.73	32	▲ 99.89
	介護分	40,207	1,790	-	22,462	▲ 0.24	-	-
	計	452,059	5,495	3,830	82,267	1.86	118,031	▲ 6.36

2. 一般分

区分 年度		調定額 (千円)	被保険者数	世帯数	1人当たり		1世帯当たり	
					調定額 (円)	対前年比	調定額 (円)	対前年比
R4	医療分	320,693	5,828	3,830	55,026	▲ 2.35	84	▲ 99.90
	後期分	118,387	5,828	3,830	20,313	7.28	31	▲ 99.89
	介護分	39,930	1,792	-	22,282	▲ 2.30	-	-
	計	479,010	5,828	3,830	82,191	▲ 0.09	125,068	▲ 1.74
R5	医療分	309,666	5,761	3,830	53,752	▲ 4.61	81	▲ 99.91
	後期分	115,607	5,761	3,830	20,067	5.98	30	▲ 99.90
	介護分	42,156	1,838	-	22,936	0.57	-	-
	計	467,429	5,761	3,830	81,137	▲ 1.38	122,044	▲ 4.11
R6	医療分	293,308	5,495	3,674	53,377	▲ 3.45	80	▲ 99.91
	後期分	118,544	5,495	3,674	21,573	15.73	32	▲ 99.89
	介護分	40,207	1,790	-	22,462	▲ 0.24	-	-
	計	452,059	5,495	3,830	82,267	1.86	118,031	▲ 6.36

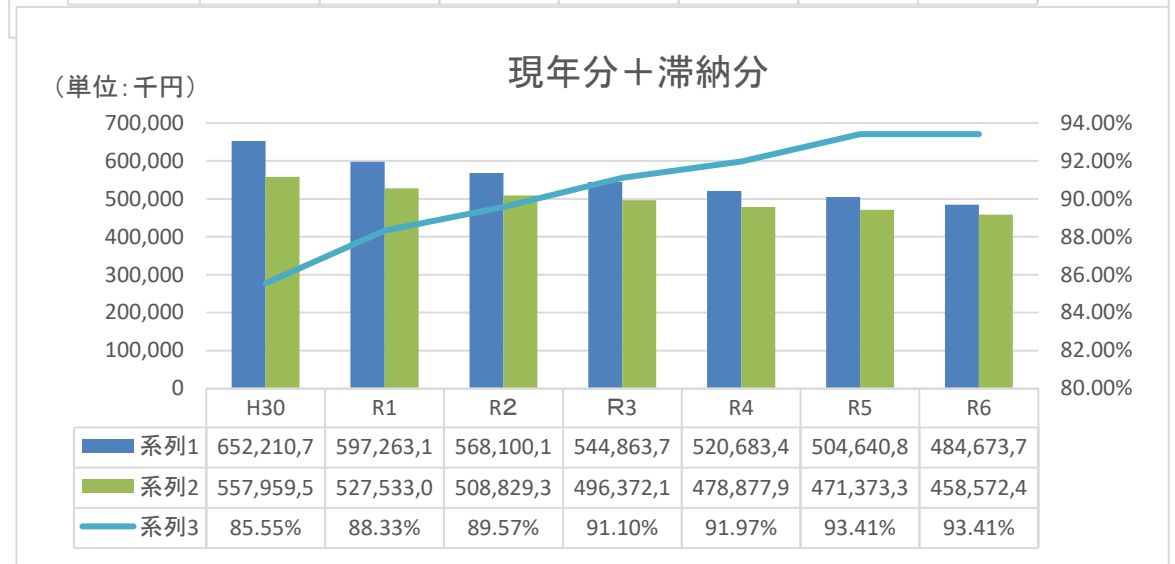
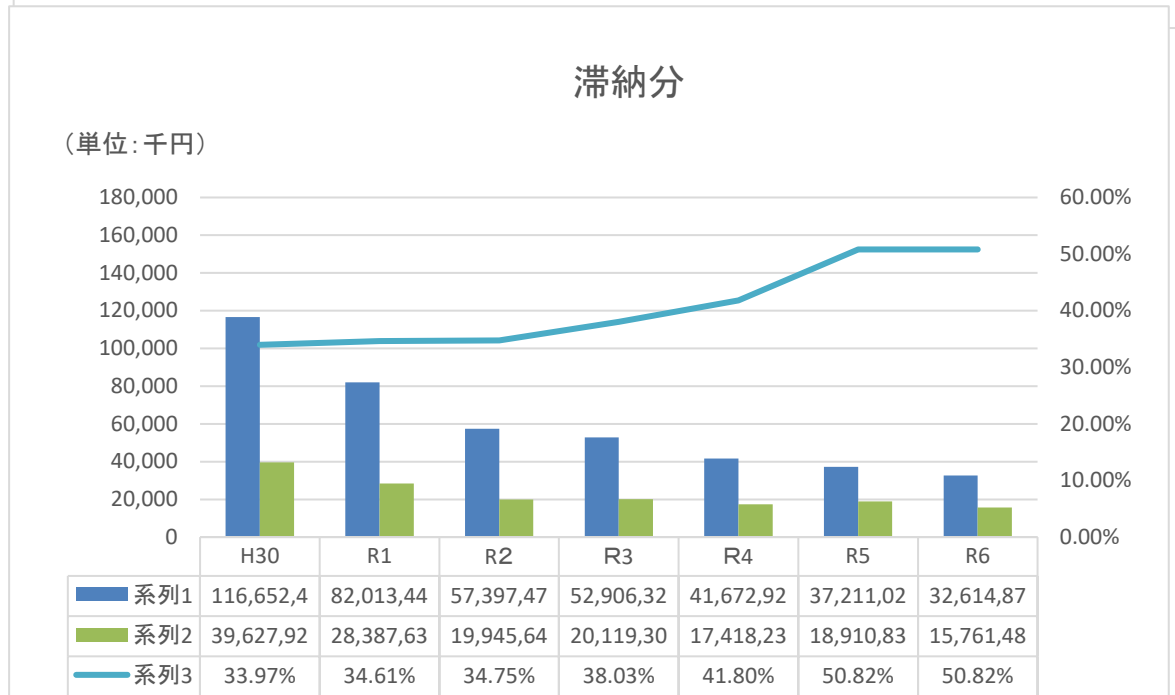
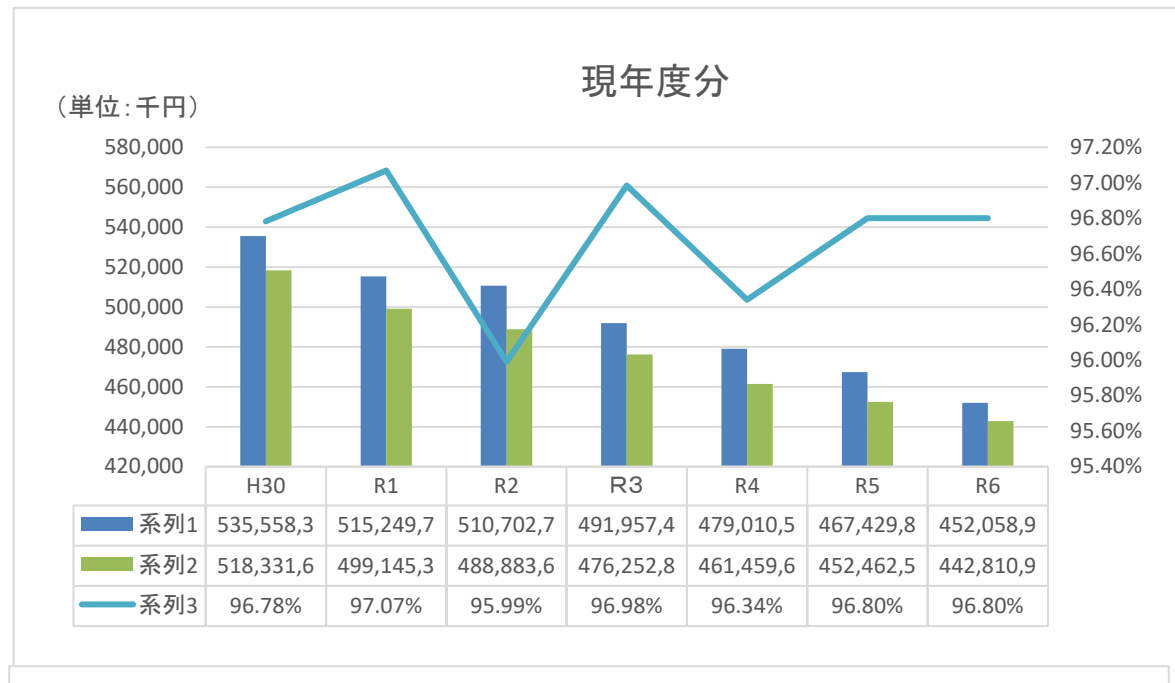
3. 退職分

区分 年度		調定額 (千円)	被保険者数	世帯数	1人当たり		1世帯当たり	
					調定額 (円)	対前年比	調定額 (円)	対前年比
R4	医療分							
	後期分							
	介護分							
	計							
R5	医療分							
	後期分							
	介護分							
	計							
R6	医療分							
	後期分							
	介護分							
	計							

※ 1世帯当たり＝保険税調定額÷年間平均世帯数

※ 1人当たり＝保険税調定額÷年間平均被保険者数

国民健康保険税（調定額・収納額・収納率）の状況グラフ



6 保険給付

(1) 給付の内容

給付割合

区 分	平成18年10月1日～	平成26年4月1日～	令和元年4月1日～
一 般	7 割	7 割	7 割
退職本人	7 割	7 割	7 割
退職家族	7 割	7 割	7 割
就学前 (H19.3月までは3歳未満)	8 割	8 割	8 割
70歳以上一般	9 割	9 割	8 割
70歳到達者 (H26.4以降)		8 割	
70歳以上一定以上所得者	7 割	7 割	7 割

70歳未満 高額療養費 (一部負担金額)

区分	平成20年4月～	平成26年4月～	
一般上位所得者	150,000円+ (医療費-500,000円)×1%	901万円超	252,600円+ (総医療費-842,000円) ×1%
		600～901万円以下	167,400円+ (総医療費-558,000円) ×1%
		210～600万円以下	80,100円+ (医療費-267,000円) ×1%
一般課税世帯	80,100円+ (医療費-267,000円)×1%	210万円以下	57,600円
住民税非課税世帯	35,400円	住民税非課税世帯	35,400円

70歳以上75歳未満 高額療養費 (一部負担金額)

区分	平成29年8月～		区 分	平成30年8月～	
	外来 (個人)	外来+入院 (世帯)		外来 (個人)	入院 (世帯単位)
現役並み所得者	57,600円 (4回目以降 44,400円)	80,100円+ (医療費- 267,000円) ×1%	住民税の課税所得 690万円以上	252,600円+(医療費-842,000円)×1% (4回目以降は、140,100円)	
		(4回目以降 44,400円)	住民税の課税所得 380～690万円未満	167,400円+(医療費-558,000円)×1% (4回目以降は、93,000円)	
			住民税の課税所得 145～380万円未満	80,100円+(医療費-267,000円)×1% (4回目以降は、44,400円)	
住民税課税世帯	14,000円 (年間上限 144,000円)	44,400円	住民税課税世帯	18,000円 (年間上限144,000円)	57,600円 (4回目以降44,400円)
住民税非課税世帯Ⅱ	8,000円	24,600円	住民税非課税世帯Ⅱ	8,000円	24,600円
住民税非課税世帯Ⅰ		15,000円	住民税非課税世帯Ⅰ		15,000円

その他の給付

出産育児一時金	500,000円
葬 祭 費	30,000円

(2) その他の保険給付の沿革及び給付の状況

年度	出産育児一時金			葬 祭 費		
	件数	単価	支給金額	件数	単価	支給金額
R4	9	420,000	3,780,000	47	30,000	1,410,000
	1	408,000	408,000			
	計 1		計4,188,000			
R5	1	420,000	420,000	43	30,000	1,290,000
	2	408,000	816,000			
	11	500,000	5,500,000			
	1	406,000	406,000			
	計 15		計7,142,000			
R5	10	500,000	5,000,000	40	30,000	1,200,000
	計 10		計5,000,000			
備考	H 6 . 1 0 . 1 ~			S 3 0 . 4 . 1 ~		

(3) 月別療養給付費の支払状況

診療報酬比較表 (一般)

(単位: 円)

診療月	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	前年同月比	前年対比 %
3	153,705,051	145,345,523	169,606,888	159,357,215	129,797,601	△ 29,559,614	0.77
4	134,943,967	148,621,139	161,328,748	152,080,998	133,949,013	△ 18,131,985	0.83
5	135,630,684	134,440,599	161,655,721	168,340,416	138,460,173	△ 29,880,243	0.86
6	153,386,625	158,310,613	142,154,444	167,345,505	138,610,754	△ 28,734,751	0.98
7	156,983,224	149,764,504	157,133,772	145,305,031	143,167,708	△ 2,137,323	0.91
8	121,184,001	147,014,644	180,288,392	148,718,325	153,573,286	4,854,961	0.85
9	140,478,454	153,409,065	157,338,058	143,922,818	142,958,708	△ 964,110	0.91
10	175,163,426	163,208,485	169,585,369	138,884,481	139,220,599	336,118	0.82
11	152,478,018	162,436,277	134,613,603	149,111,033	146,197,755	△ 2,913,278	1.09
12	148,786,021	159,382,070	141,426,953	152,417,097	147,786,347	△ 4,630,750	1.04
1	135,003,706	146,021,115	152,618,140	139,251,148	137,188,546	△ 2,062,602	0.90
2	138,293,180	142,520,529	150,050,754	132,143,559	125,688,180	△ 6,455,379	0.84
平均	145,503,030	150,872,880	156,483,404	149,739,802	139,716,556	△ 10,023,246	0.89
計	1,746,036,357	1,810,474,563	1,877,800,842	1,796,877,626	1,676,598,670	△ 120,278,956	0.89

診療報酬比較表 (退職)

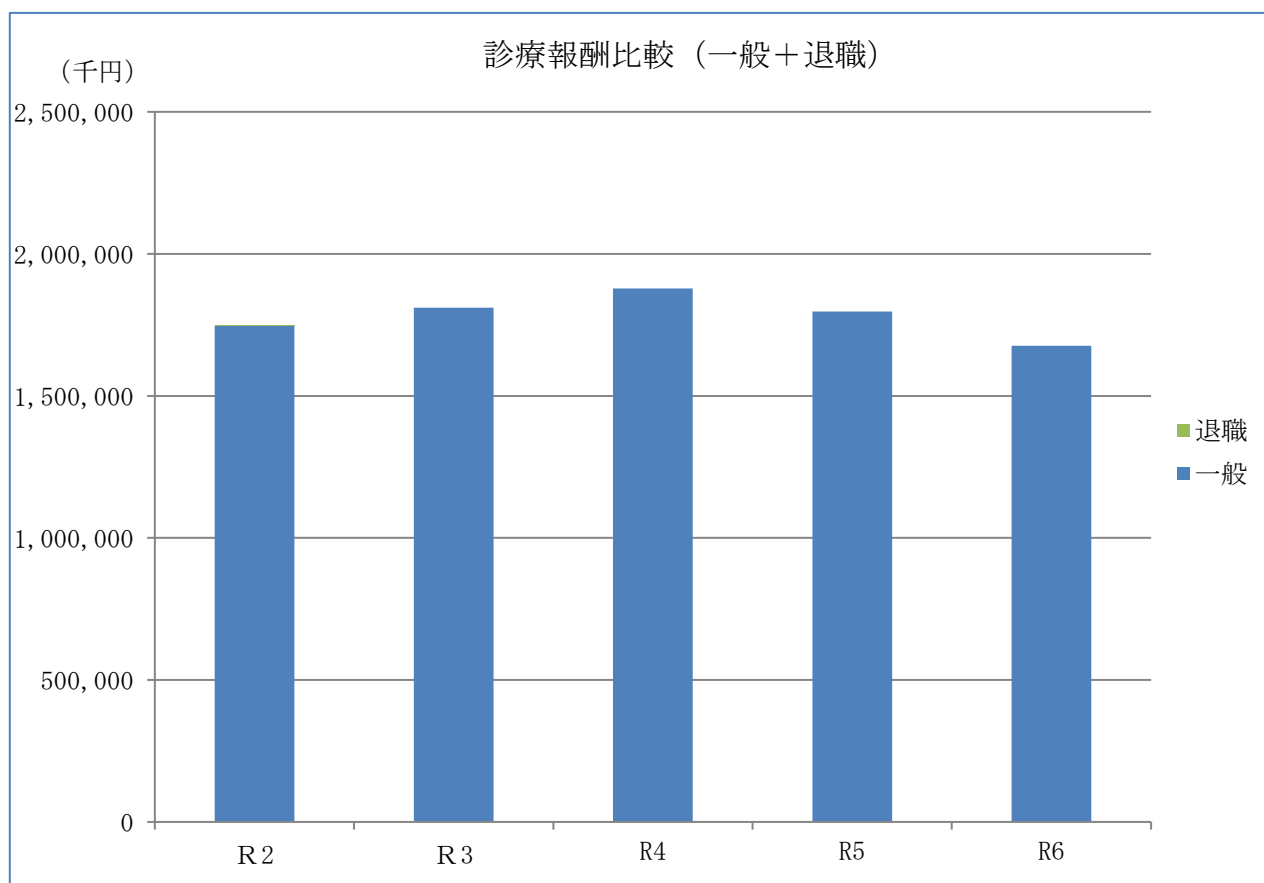
(単位: 円)

診療月	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	前年同月比	前年対比 %
3	10,269	0	0	0	0	0	-
4	0	0	0	0	0	0	-
5	0	0	0	0	0	0	-
6	0	0	0	0	0	0	-
7	0	0	0	0	0	0	-
8	0	0	0	0	0	0	-
9	0	0	0	0	0	0	-
10	0	0	0	0	0	0	-
11	0	0	0	0	0	0	-
12	0	0	0	0	0	0	-
1	0	0	0	0	0	0	-
2	0	0	0	0	0	0	-
平均	856	0	0	0	0	0	0.0
計	10,269	0	0	0	0	0	0.0

診療報酬比較表（一般＋退職）

(単位：円)

診療月	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	前年同月比	前年対比 %
3	153,715,320	145,345,523	169,606,888	159,357,215	129,797,601	△ 29,559,614	76.5
4	134,943,967	148,621,139	161,328,748	152,080,998	133,949,013	12,707,609	83.0
5	135,630,684	134,440,599	161,655,721	168,340,416	138,460,173	27,215,122	85.7
6	153,386,625	158,310,613	142,154,444	167,345,505	138,610,754	△ 16,156,169	97.5
7	156,983,224	149,764,504	157,133,772	145,305,031	143,167,708	7,369,268	91.1
8	121,184,001	147,014,644	180,288,392	148,718,325	153,573,286	33,273,748	85.2
9	140,478,454	153,409,065	157,338,058	143,922,818	142,958,708	3,928,993	90.9
10	175,163,426	163,208,485	169,585,369	138,884,481	139,220,599	6,376,884	82.1
11	152,478,018	162,436,277	134,613,603	149,111,033	146,197,755	△ 27,822,674	108.6
12	148,786,021	159,382,070	141,426,953	152,417,097	#####	△ 17,955,117	104.5
1	135,003,706	146,021,115	152,618,140	139,251,148	137,188,546	6,597,025	89.9
2	138,293,180	142,520,529	150,050,754	132,143,559	125,688,180	7,530,225	83.8
平均	145,503,886	150,872,880	156,483,404	149,739,802	139,716,556	5,610,523	89.3
計	1,746,046,626	1,810,474,563	1,877,800,842	1,796,877,626	1,676,598,670	67,326,279	89.3



(4)療養諸費の状況

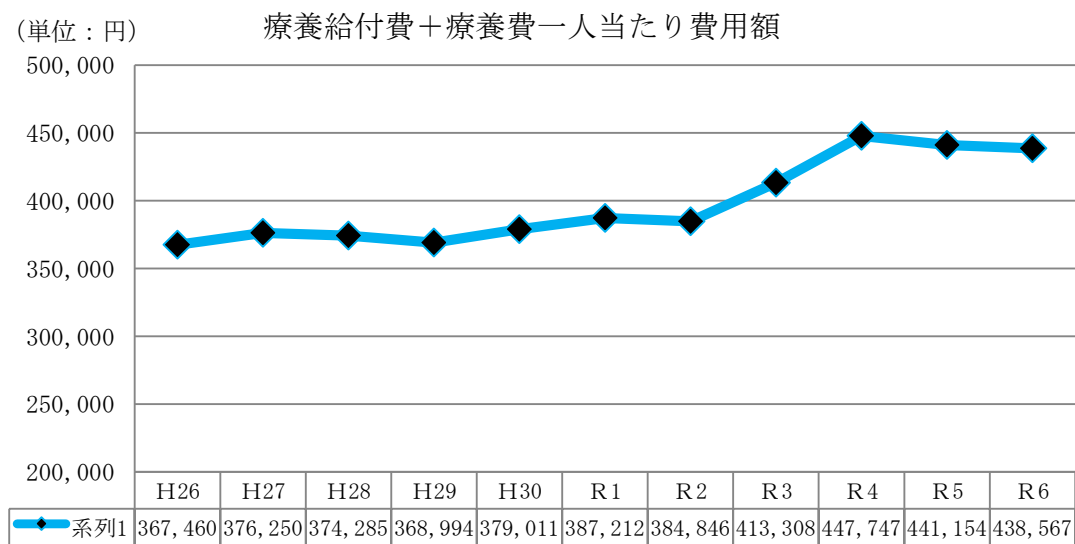
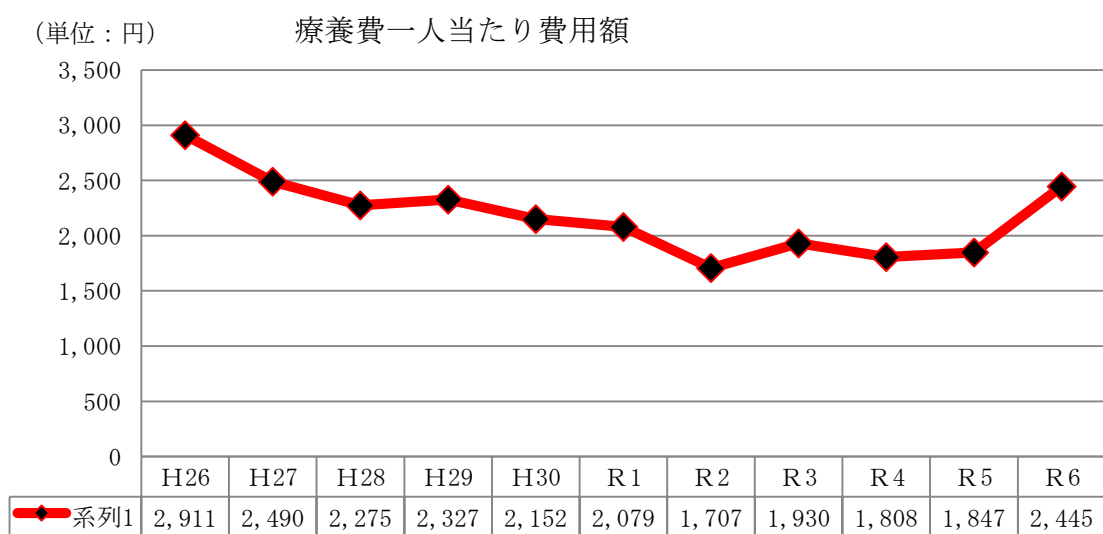
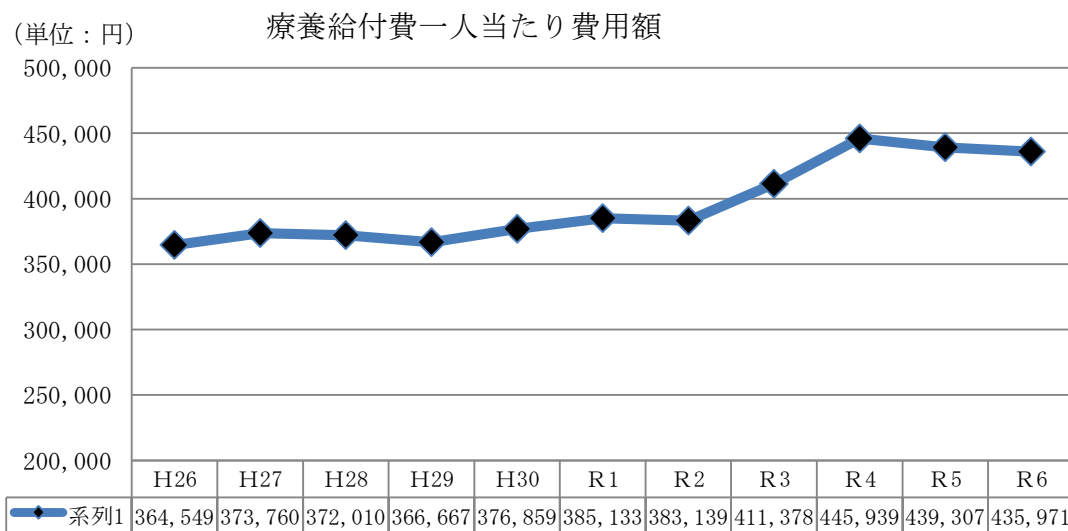
(単位：円)

区	分	一 般			退 職		
		件 数	費用額	一人当り	件 数	費用額	一人当り
R1	療養給付費	99,545	2,441,361,070	385,133	318	27,938,866	2,149,144
	療 養 費	1,195	13,181,211	2,079	4	32,250	2,481
	計	100,740	2,454,542,281	387,212	322	27,971,116	2,151,625
R2	療養給付費	93,365	2,378,143,270	383,139	1	14,670	-
	療 養 費	1,076	10,597,239	1,707	0	0	-
	計	94,441	2,388,740,509	384,846	1	14,670	-
R3	療養給付費	96,319	2,455,926,510	411,378	0	0	-
	療 養 費	1,169	11,520,357	1,930	0	0	-
	計	97,488	2,467,446,867	413,308	0	0	-
R4	療養給付費	94,396	2,532,487,728	399,509	0	0	-
	療 養 費	1,050	10,266,185	1,620	0	0	-
	計	95,446	2,542,753,913	401,129	0	0	-
R5	療養給付費	91,437	2,427,172,045	382,895	0	0	-
	療 養 費	1,026	10,202,341	1,609	0	0	-
	計	92,463	2,437,374,386	384,504	0	0	-
R6	療養給付費	86,220	2,269,226,706	399,582	0	0	-
	療 養 費	1,204	13,510,317	2,379	0	0	-
	計	87,424	2,282,737,023	401,961	0	0	-

区	分	老 人 保 健 対 象			合 計		
		件 数	費用額	一人当り	件 数	費用額	一人当り
R1	療養給付費				101,887	2,474,062,670	389,493
	療 養 費				1,326	14,275,964	2,247
	計				103,213	2,488,338,634	391,740
R2	療養給付費				99,863	2,469,299,936	397,825
	療 養 費				1,199	13,213,461	2,129
	計				101,062	2,482,513,397	399,954
R3	療養給付費				96,319	2,455,926,510	411,378
	療 養 費				1,169	11,520,357	1,930
	計				97,488	2,467,446,867	413,308
R4	療養給付費				94,396	2,532,487,728	445,939
	療 養 費				1,050	10,266,185	1,808
	計				95,446	2,542,753,913	447,747
R5	療養給付費				91,437	2,427,172,045	439,307
	療 養 費				1,026	10,202,341	1,847
	計				92,463	2,437,374,386	441,154
R6	療養給付費				86,220	2,269,226,706	435,971
	療 養 費				1,204	13,510,317	2,596
	計				87,424	2,282,737,023	438,567

※各数値は事業年報数値

(5) - 1 療養諸費の状況グラフ



(5) - 2 令和6年度(3月~2月診療分) 長野県国保1人当たり医療費 【速報値】

単位:円

保 険 者 名	一 般		国 保 計		保 険 者 名	一 般		国 保 計	
		順 位		順 位			順 位		順 位
県計(保険者計)	402,336		402,336		宮 田 村	456,309	8	456,309	8
県計(市町村計)	418,086		418,086		木 曽 町	394,202	48	394,202	48
長 野 市	436,399	17	436,399	17	上 松 町	445,137	12	445,137	12
松 本 市	438,892	15	438,892	15	南 木 曽 町	431,627	20	431,627	20
上 田 市	447,450	11	447,450	11	木 祖 村	410,365	41	410,365	41
岡 谷 市	439,520	14	439,520	14	王 滝 村	282,061	75	282,061	75
飯 田 市	411,980	39	411,980	39	大 桑 村	481,183	5	481,183	5
諏 訪 市	414,593	37	414,593	37	筑 北 村	518,981	2	518,981	2
須 坂 市	408,103	44	408,103	44	麻 績 村	489,513	3	489,513	3
小 諸 市	417,592	33	417,592	33	生 坂 村	313,022	71	313,022	71
伊 那 市	390,808	51	390,808	51	山 形 村	429,352	24	429,352	24
駒ヶ根市	417,343	36	417,343	36	朝 日 村	454,626	9	454,626	9
中 野 市	417,440	34	417,440	34	池 田 町	430,518	22	430,518	22
大 町 市	441,288	13	441,288	13	松 川 村	428,071	27	428,071	27
飯 山 市	430,943	21	430,943	21	白 馬 村	282,589	74	282,589	74
茅 野 市	395,565	47	395,565	47	小 谷 村	342,957	66	342,957	66
塩 尻 市	409,118	42	409,118	42	松 川 町	350,753	63	350,753	63
千 曲 市	434,641	18	434,641	18	高 森 町	371,607	56	371,607	56
佐 久 市	428,742	26	428,742	26	阿 南 町	488,019	4	488,019	4
東 御 市	420,910	31	420,910	31	阿 智 村	408,550	43	408,550	43
安曇野市	432,680	19	432,680	19	平 谷 村	428,768	25	428,768	25
佐久穂町	407,704	45	407,704	45	根 羽 村	332,353	68	332,353	68
小 海 町	339,299	67	339,299	67	下 條 村	330,465	69	330,465	69
川 上 村	224,801	77	224,801	77	売 木 村	366,017	57	366,017	57
南 牧 村	230,358	76	230,358	76	天 龍 村	774,580	1	774,580	1
南相木村	298,360	73	298,360	73	泰 阜 村	386,414	52	386,414	52
北相木村	326,003	70	326,003	70	喬 木 村	474,172	6	474,172	6
軽井沢町	349,471	64	349,471	64	豊 丘 村	357,590	60	357,590	60
御代田町	354,711	62	354,711	62	大 鹿 村	413,575	38	413,575	38
立 科 町	379,739	54	379,739	54	小布施町	391,809	49	391,809	49
長 和 町	467,003	7	467,003	7	高 山 村	430,021	23	430,021	23
青 木 村	427,049	28	427,049	28	山ノ内町	344,828	65	344,828	65
坂 城 町	411,353	40	411,353	40	木 島 平 村	417,360	35	417,360	35
下諏訪町	447,987	10	447,987	10	野沢温泉村	376,242	55	376,242	55
富士見町	363,995	58	363,995	58	信 濃 町	437,193	16	437,193	16
原 村	310,498	72	310,498	72	飯 綱 町	403,732	46	403,732	46
辰 野 町	426,689	29	426,689	29	小 川 村	390,919	50	390,919	50
箕 輪 町	420,149	32	420,149	32	栄 村	424,568	30	424,568	30
飯 島 町	357,585	61	357,585	61	医師国保	223,819		223,819	
南箕輪村	380,755	53	380,755	53	建設国保	223,446		223,446	
中 川 村	361,040	59	361,040	59					

(5) - 3 令和6度(3月～2月診療分) 長野県国保1人当たり医療費 【確定値】

単位:円

保 険 者 名	1 人 当 た り 医 療 費		保 険 者 名	1 人 当 た り 医 療 費	
		順 位			順 位
県 計 (保 険 者 計)	401,475		宮 田 村	460,195	8
県 計 (市 町 村 計)	416,882		木 曽 町	390,351	47
長 野 市	436,247	15	上 松 町	444,045	11
松 本 市	435,832	16	南 木 曽 町	419,992	31
上 田 市	444,026	12	木 祖 村	406,220	43
岡 谷 市	437,463	14	王 滝 村	252,191	75
飯 田 市	411,590	39	大 桑 村	474,960	6
諏 訪 市	414,508	37	筑 北 村	519,722	2
須 坂 市	410,380	41	麻 績 村	491,060	3
小 諸 市	415,720	36	生 坂 村	316,026	71
伊 那 市	389,848	50	山 形 村	421,485	29
駒 ケ 根 市	418,416	33	朝 日 村	452,619	9
中 野 市	417,844	34	池 田 町	432,722	19
大 町 市	439,153	13	松 川 村	427,419	24
飯 山 市	426,819	25	白 馬 村	282,912	74
茅 野 市	392,741	46	小 谷 村	343,160	65
塩 尻 市	409,002	42	松 川 町	352,953	61
千 曲 市	435,363	17	高 森 町	374,486	54
佐 久 市	425,331	26	阿 南 町	487,328	4
東 御 市	419,566	32	阿 智 村	410,853	40
安 曇 野 市	432,205	20	平 谷 村	430,583	22
佐 久 穂 町	397,409	45	根 羽 村	322,117	70
小 海 町	340,329	67	下 條 村	332,636	68
川 上 村	224,738	77	売 木 村	367,290	56
南 牧 村	229,058	76	天 龍 村	731,153	1
南 相 木 村	298,933	73	泰 阜 村	389,871	49
北 相 木 村	327,115	69	喬 木 村	476,221	5
軽 井 沢 町	346,660	63	豊 丘 村	360,350	60
御 代 田 町	352,826	62	大 鹿 村	342,781	66
立 科 町	379,518	52	小 布 施 町	390,120	48
長 和 町	465,659	7	高 山 村	431,770	21
青 木 村	429,637	23	山 ノ 内 町	343,788	64
坂 城 町	414,412	38	木 島 平 村	417,824	35
下 諏 訪 町	448,020	10	野 沢 温 泉 村	371,228	55
富 士 見 町	364,883	58	信 濃 町	433,104	18
原 村	311,862	72	飯 綱 町	404,857	44
辰 野 町	423,464	27	小 川 村	388,423	51
箕 輪 町	421,152	30	栄 村	422,345	28
飯 島 町	360,419	59	医 師 国 保	222,294	
南 箕 輪 村	378,688	53	建 設 国 保	226,463	
中 川 村	364,953	57			

7 保健事業

(1) 医療費通知の実施状況

実 施 月	7 年 1 月	※令和 5 年度から年 1 回の実施に変更 (令和 4 年度まで年 3 回実施)
対象診療月	5 年10月～ 6 年 9 月	
通知世帯数	5, 369	
通知の内容	医科（入院・通院）・歯科・調剤薬局・柔整	

(2) 後発医薬品（ジェネリック医薬品）利用差額通知の実施状況

実 施 月	対象診療月	通知対象とする薬剤の差額	通知人数	通知対象薬剤（薬効分類）
6 年 8 月	6 年 4 月	1 錠あたり 200 円以上	70	強心剤、不整脈剤、利尿剤、血液凝固阻止剤、血圧降下剤、血管拡張剤、高脂血症用剤、気管支拡張剤、その他の呼吸器官用薬、消化性潰瘍用、鎮痛・鎮痒・収斂、消炎剤、痛風治療剤、糖尿病用剤、その他のアレルギー用薬、他に分類されない代謝性医薬品、血液凝固阻止剤、その他呼吸器官用薬、その他の循環器官用薬
7 年 1 月	6 年 10 月		24	

(3) 人間ドック助成状況

年 度		半日ドック助成			1 泊 2 日ドック助成			助成総額 受診総数
		助成単価	人 数	助 成 額	助成単価	人 数	助 成 額	
R 3	～64歳	20, 000	181	3, 620, 000	30, 000	3	90, 000	12, 630, 000 599
	65歳～	20, 000	387	7, 740, 000	20, 000	23	460, 000	
	計		568			26		
	脳ドック	18, 000	5	90, 000	10, 000	(再掲) 63	630, 000	
R 4	～64歳	20, 000	122	2, 440, 000	30, 000	2	60, 000	12, 825, 000 609
	65歳～	20, 000	462	9, 240, 000	20, 000	18	360, 000	
	計		584	11, 680, 000		20	420, 000	
	脳ドック	18, 000	5	90, 000	10, 000	(再掲) 64	635, 000	
R 5	～64歳	20, 000	111	2, 220, 000	30, 000	4	120, 000	11, 952, 000 561
	65歳～	20, 000	422	8, 440, 000	20, 000	20	400, 000	
	計		533	10, 660, 000		24	520, 000	
	脳ドック	18, 000	4	72, 000	10, 000	(再掲) 70	700, 000	
R 6	～64歳	20, 000	124	2, 480, 000	30, 000	2	60, 000	11, 478, 000 540
	65歳～	20, 000	401	8, 020, 000	20, 000	7	140, 000	
	計		525	10, 500, 000		9	200, 000	
	脳ドック	18, 000	6	108, 000	10, 000	(再掲) 67	670, 000	

(4) 特定健診及び特定保健指導実施状況

①年度別状況（法定報告数値）

年齢	対象者	受診者	受診率	男			女		
				対象者	受診者	受診率	対象者	受診者	受診率
2年度	4,564	2,070	45.4	2,258	932	41.3	2,306	1,138	49.3
3年度	4,411	2,019	45.8	2,187	913	41.7	2,224	1,106	49.7
4年度	4,165	1,955	46.9	2,056	885	43.0	2,109	1,070	50.7
5年度	3,879	1,864	48.1	1,907	857	44.9	1,972	1,007	51.1
6年度	3,636	1,757	48.3	1,806	800	44.3	1,830	957	52.3

②年齢階層別状況（令和6年度法定報告数値）

年齢		対象者	受診者	受診率	男			女		
					対象者	受診者	受診率	対象者	受診者	受診率
4 0 ～ 4 4 歳		240	66	27. 5	121	29	24. 0	119	37	31. 1
4 5 ～ 4 9 歳		224	69	30. 8	131	33	25. 2	93	36	38. 7
5 0 ～ 5 4 歳		289	83	28. 7	167	41	24. 6	122	42	34. 4
5 5 ～ 5 9 歳		283	115	40. 6	154	57	37. 0	129	58	45. 0
6 0 ～ 6 4 歳		412	187	45. 4	204	81	39. 7	208	106	51. 0
6 5 ～ 6 9 歳		781	435	55. 7	367	200	54. 5	414	235	56. 8
7 0 ～ 7 4 歳		1, 407	802	57. 0	662	359	54. 2	745	443	59. 5
再掲	4 0 ～ 6 4 歳	1, 448	520	35. 9	777	241	31. 0	671	279	41. 6
	6 5 ～ 7 4 歳	2, 188	1, 237	56. 5	1, 029	559	54. 3	1, 159	678	58. 5
合計		3, 636	1, 757	48. 3	1, 806	800	44. 3	1, 830	957	52. 3

③区分別状況 (人、%)

区分	R5年度受診者数	R6年度受診者数	構成比	増減
集団健診	664	675	34.13	11
個別健診	486	515	26.04	29
人間ドック	510	530	26.79	20
代行業務	221	211	10.67	-10
職場健診	47	47	2.38	0
合計	1,928	1,978	100.00	50

※年度中に国保喪失したことにより、国保被保険者でなくなった者を含むため①及び②の受診者数と一致しない。

④特定保健指導実施状況（法定報告数値） (人、%)

年齢	対象者	終了者	割合	男			女		
				対象者	終了者	割合	対象者	終了者	割合
2年度	222	147	66.2	144	94	65.3	78	53	67.9
3年度	247	130	52.6	163	82	50.3	84	48	57.1
4年度	229	131	57.2	155	77	49.7	74	54	73.0
5年度	188	112	59.6	120	67	55.8	68	45	66.2
6年度	182	118	64.8	124	81	65.3	58	37	63.8

直診勘定

1 八坂診療所

開設場所 大町市八坂 1 1 0 9 番地 1 1
診療科目 内科・呼吸器内科・整形外科・小児科

診療時間等 月曜日 午前9時～午前12時
火曜日・木曜日 午前9時～午後5時

(水曜日・金曜日・土曜日・日曜日・祝祭日・12月29日～1月3日は休診)

(1) 令和7年度予算(当初予算)

歳入 (単位：千円)

科 目	本年度予算額	前年度予算額	比較増減	対前年伸率 (%)
1 診療収入	11,628	16,418	△ 4,790	△ 29.2
外来収入	10,802	15,376	△ 4,574	△ 29.7
その他の診療収入	826	1,042	△ 216	△ 20.7
2 使用料及び手数料	104	104	0	0.0
3 繰入金	39,625	117,299	△ 77,674	△ 66.2
他会計繰入金	32,207	105,891	△ 73,684	△ 69.6
事業勘定繰入金	7,418	11,408	△ 3,990	△ 35.0
4 繰越金	500	500	0	0.0
5 諸収入	20	90	△ 70	△ 77.8
6 県補助金	0	14,672	△ 14,672	△ 100.0
合 計	51,877	149,083	△ 82,534	△ 65.2

歳出

科 目	本年度予算額	前年度予算額	比較増減	対前年伸率 (%)
1 総務費	38,984	132,675	△ 93,691	△ 70.6
2 医業費	12,393	15,908	△ 3,515	△ 22.1
10 予備費	500	500	0	0.0
合 計	51,877	149,083	△ 97,206	△ 65.2

(2) 令和6年度決算状況

実患者数 1,447人 (-376人)、延べ患者数 1,605人 (-624人) ()は前年対比

歳入 (単位：千円)

科 目	予算現額	決算額	決算額構成比率 (%)
1 診療収入	10,487	13,319	9.47
外来収入	9,551	12,336	8.77
その他の診療収入	936	983	0.70
2 使用料及び手数料	104	114	0.08
3 繰入金	105,288	105,288	74.89
他会計繰入金	95,006	95,006	67.58
事業勘定繰入金	10,282	10,282	7.31
4 繰越金	7,174	7,174	5.09
5 諸収入	19	20	0.01
6 県補助金	14,672	14,672	
合 計	137,744	140,587	100.00

歳出

科 目	予算現額	決算額	決算額構成比率 (%)
1 総務費	125,098	118,838	90.97
2 医業費	12,141	11,793	9.03
10 予備費	505	0	0.00
合 計	137,744	130,631	100.00

次年度繰越金 9,956千円

2 美麻診療所

開設場所 大町市美麻 1 1 8 1 0 番地イ
診療科目 内科・神経内科・小児科・整形外科

診療時間等 月曜日～金曜日の午前 9 時～午後 5 時
(土曜日・日曜日・祝祭日・12月29日～1月3日は休診)

(1) 令和 7 年度予算(当初予算)

歳 入		(単位：千円)			
科 目		本年度予算額	前年度予算額	比較増減	対前年伸率 (%)
1 診療収入		21,350	20,065	1,285	6.4
	外来収入	17,992	16,644	1,348	8.1
	その他の診療収入	3,358	3,421	△ 63	△ 1.8
2 使用料及び手数料		200	200	0	0.0
3 繰入金		31,523	26,726	4,797	17.9
	他会計繰入金	19,546	14,626	4,920	33.6
	事業勘定繰入金	11,977	12,100	△ 123	△ 1.0
4 繰越金		500	500	0	0.0
5 諸収入		20	20	0	0.0
合 計		53,593	47,511	6,082	12.8

歳 出		(単位：千円)			
科 目		本年度予算額	前年度予算額	比較増減	対前年伸率 (%)
1 総務費		42,096	35,622	6,474	18.2
2 医業費		10,997	11,389	△ 392	△ 3.4
10 予備費		500	500	0	0.0
合 計		53,593	47,511	6,082	12.8

(2) 令和 6 年度決算状況

実患者数 1,618人 (-77人)、 延べ患者数 2,272人 (-24人) ()は前年対比

歳 入		(単位：千円)		
科 目		予算現額	決 算 額	決算額構成比率 (%)
1 診療収入		17,581	21,712	41.13
	外来収入	15,059	18,732	35.49
	その他の診療収入	2,522	2,980	5.65
2 使用料及び手数料		200	237	0.45
3 繰入金		26,558	26,558	50.31
	他会計繰入金	14,165	14,165	26.84
	事業勘定繰入金	12,393	12,393	23.48
4 繰越金		4,138	4,139	7.84
5 諸収入		119	139	0.26
合 計		48,596	52,785	99.99

歳 出		(単位：千円)		
科 目		予算現額	決 算 額	決算額構成比率 (%)
1 総務費		36,125	35,743	75.11
2 医業費		11,645	11,844	24.89
10 予備費		504	0	0.00
合 計		48,274	47,587	100.00

次年度繰越金 5,198千円

令和6年12月発行

大町市国民健康保険事業概要

〒398-8601

大町市大町 3 8 8 7 番地

大町市民生部市民課国保・年金係

0261-22-0420 内線 422・423・424
